

「情報誌『埼玉ブレイク』制作業務委託」企画提案競技実施要項

埼玉県の魅力情報発信誌「埼玉ブレイク」（以下「ブレイク」という。）は、埼玉の名産品や伝統産業の紹介、季節のお出かけ情報、埼玉にゆかりのある方々へのインタビューなど、様々な切り口から埼玉県の魅力を紹介する冊子である。ただ単に埼玉県内の有名スポットや名産等を紹介するのではなく、その場所に「行ってみたい」「体験してみたい」「手にしてみたい」と読者に感じさせるような企画を行い、それを「特集」として冊子の柱にまとめることで、埼玉県の魅力を改めて認識してもらうことを目的とする。

当業務の受託者を選定するため、下記のとおり、情報誌「埼玉ブレイク」制作業務企画を募集する。

1 委託業務の内容

(1) 契約者

彩の国さいたま魅力づくり推進協議会（県民生活部県民広聴課内）

(2) 業務名

情報誌「埼玉ブレイク」制作業務委託

(3) 委託料

3,330,000円（上限）

※本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 彩の国さいたま魅力づくり推進協議会（以下「協議会」という。）会員であること。

(2) 令和6年度協議会負担金を納付していること（免除されている場合を除く。）。

(3) 次のアからオまでの全てに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

3 委託料の支払

委託料の支払は、「埼玉ブレイク」各号の業務完了後とし、精算払とする。

4 スケジュール

令和7年 5月 7日 (水)	公募 (会員宛にメールにて周知)
5月20日 (火) 午後5時	質問の受付期限
21日 (水)	質問に対する回答
27日 (火) 午後5時	企画提案競技への参加申込み (参加希望書提出) 期限
6月 2日 (月) 正午	企画提案書の提出期限 (厳守)
9日 (月) 予定	企画提案競技結果通知

5 企画提案競技参加希望書の提出

本事業の業務委託の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案参加申込書 (別紙様式1)」を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールのみ。

<提出先>

彩の国さいたま魅力づくり推進協議会事務局

埼玉県県民生活部県民広聴課 魅力発信担当 宛

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

(電話) 048-830-3192

(メール) a2840-29@pref.saitama.lg.jp

※必ず到達確認の電話をすること。

(2) 提出期限

令和7年5月27日 (火) 午後5時必着

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年6月2日 (月) 正午必着

下記(2)に記載の提出書類を(3)に留意して作成し、末尾記載の連絡先あてメールで提出すること。

(2) 提出書類

企画提案に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 企画提案書

イ 作品

・表紙

・特集記事

・BREAK TIME

ウ パンフレット等法人の概要 (設立趣旨、事業内容・実績) が分かるもの

- エ 過去作成した冊子やパンフレット等（デザイン・レイアウトのみではなく、記事も作成したもの。なお、埼玉ブレイク以外とする）
- オ 委託料見積書（宛先は「彩の国さいたま魅力づくり推進協議会会長 大野元裕」とすること）
- カ 誓約書（別紙様式3）

（3）作成留意事項

- ア 仕様書の内容に基づきA4判で作成すること
- イ 企画提案書の1ページ目（表紙）には、次の事項を記載すること。
 - (ア) 表題（「情報誌『埼玉ブレイク』制作業務委託」企画提案書）
 - (イ) 応募者の所在地、名称並びに連絡担当者の氏名、電話番号、E-Mail アドレス
- ウ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。
- エ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、おおむね次のとおりとすること。なお、書式は任意とする。
 - (ア) 企画提案の理念と基本方針
 - (イ) 仕様書の各項目に沿って作成した作品3種（掲載した内容やデザインに込めた意図もあわせて記載すること）
 - (ウ) 業務実施スケジュール
 - (エ) 業務実施体制
 - ※協議会職員と綿密な打合せを随時行える体制を明記すること。
 - (オ) その他、必要と思われる事項
- オ 企画提案書の作成に際しては、仕様書のどの項目に関する提案かを明確に記載すること。また、提案に当たっては、「仕様書の内容を具体化したもの」「独自で上乘せするもの」の区別が明確に判別できるようにすること。
- カ 作品については、9月に発行予定の41号を想定して作成すること。
- キ 作品の表紙は、以下の点に留意して作成すること。
 - ・事業目的に合致しているデザインか
 - ・手に取ってみたいくなるデザインか
- ク 作品の特集記事は、以下のテーマをふまえ、最初の見開き1ページ目を作成すること。
 - ・41号企画案 埼玉県で楽しめる様々なテーマのキャンプ
「キャンプ×○○」をもとに作成すること
例) キャンプ×防災、キャンプ×アクティビティ など
※○○の部分は、ひとつに限らなくてよい。
 - ・事業目的に合致したデザインか
 - ・読者が興味を持つデザインか
- ケ 作品のBREAK TIMEは、以下の点に留意して作成すること。
 - ・県内のおすすめグルメ、飲食店
 - ・秋に合ったテーマとする

（4）その他

- ア 企画提案は、1者につき1提案に限るものとする（複数の提案は不可）。
- イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。また、応募書類の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

7 質問事項の受付

企画提案競技の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和7年5月20日（火）午後5時必着

(2) 受付方法

「企画提案競技実施要項の内容等に関する質問書（別紙様式2）」に記入の上、電子メール（a2840-29@pref.saitama.lg.jp）で提出すること。いずれの場合も必ず到達確認を末尾記載の連絡先へ電話にて行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名等を伏せた上で、埼玉県庁県民広聴課ホームページで公開する。なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

8 契約先候補者の選定

(1) 決定方法

契約先候補者の選定に当たっては、提出された企画提案書等を、「情報誌『埼玉ブレイク』制作業務委託に係る委託先企画提案競技審査委員会」において、審査委員が提案内容を総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者として選定する。

審査に当たっては企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき総合的に評価する。

なお、プレゼンテーションは実施せず、書類による審査のみとする。

(2) 審査結果

文書で令和7年6月9日（月）に個別に通知予定。審査の進捗により、結果通知日程が前後する場合には、契約先候補者に個別に連絡する。なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

9 契約の相手方の決定方法

協議会は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者が、業務履行に必要な能力を有しない場合や、契約締結までの間に契約先候補者に事故がある場合等、実施に係る協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

10 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込は無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 「6（2）提出書類」に定める書類がないもの。
- カ 企画提案競技参加希望書に代表者の記名のないもの。
- キ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ク 見積金額を訂正したもの。
- ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において企画提案競技に要した費用を協議会に請求することはできない。

(3) 彩の国さいたま魅力づくり推進協議会令和7年度総会にて議案が議決されなかったとき又は当事業費に係る減額があったときは、当該企画提案は無効とする。

1 1 連絡先（応募書類等の提出先）

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁本庁舎1階）

彩の国さいたま魅力づくり推進協議会事務局

埼玉県県民生活部県民広聴課 魅力発信担当 宛

電話：048-830-3192

メール：a2840-29@pref.saitama.lg.jp